

ダイワ・インド株ファンド(愛称:パワフル・インド)

インド独立後最大の税制改革、 物品サービス税(GST)導入は、インド株式市場に追い風

2017年6月15日

お伝えしたいポイント

- 15種類を超える間接税が一本化され統一市場が誕生
- 全国展開する大手企業のコスト削減効果は大きい
- GST導入は企業業績の拡大をもたらすインド株式市場に追い風

<15種類を超える間接税が一本化され統一市場が誕生>

2017年7月1日にGoods and Services Tax(物品サービス税、以下GST)が導入され、これまで中央政府と州政府が異なる目的と税率で課していた15種類を超える間接税が一つの税制へ統一される予定です。非課税(税率0%)の物品(主に食料品)を除き、ほぼ全ての物品とサービスに課される間接税が5%、12%、18%、28%の4段階へ区分され、全国どこで購入しても同じ間接税率が適用されることとなります。これに伴い、煩雑な税務事務も簡素化されることから、これまで細分化されていた市場が統合され、インド全土が一つの巨大市場へと生まれ変わります。

▶▶ 一般家庭で購入する物品のGST適用税率と非課税品

(2017年6月9日現在)

税率	物品の例
(非課税)0%	牛乳、パン、野菜、果物など
5%	紅茶、砂糖、薬など
12%	バター、チーズ、ジュースなど
18%	石けん、歯磨き粉、アイスクリームなど
28%	テレビ、冷蔵庫、エアコン、チョコレートなど

(出所)インド財務省中央間接税局より、大和投資信託作成

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

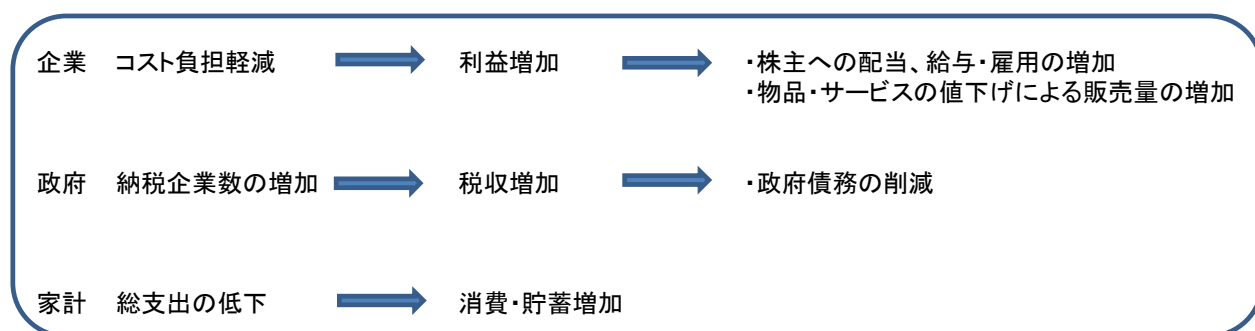
大和投資信託

Daiwa Asset Management

<全国展開している大手企業のコスト削減効果は大きい>

GST導入はインド国内で全国展開している大手企業が最も恩恵を受けると見込まれます。これまでは州ごとに税率が異なること、中央政府が州境を越える取引に対して間接税を課していたことから、州をまたぐ生産・物流・販売が大きく制約を受けていました。また物品やサービスの購入時に購入先へ支払った間接税の一部が税額控除出来ないことや煩雑な税務事務、税対応のために各州に倉庫を配置する等、コスト負担と非効率な物流によるロスが発生していました。しかし、今後は支払った間接税の税額控除や税務事務の簡素化、全国規模のサプライチェーンの効率化が可能となり、企業にとってはコスト負担の軽減による利益率の向上が期待されます。

》》 GSTの導入が企業・政府・家計にもたらす影響と波及経路



(出所)大和投資信託作成

<GST導入は企業業績の拡大をもたらしインド株式市場に追い風>

GST導入の移行期には企業による在庫圧縮の動きや新税率の価格への反映のタイミングによる物価上昇の発生等、一時的な混乱が起こる可能性はありますが、マイナスの影響はあったとしても短期的なものだと考えています。インド政府はGST導入がGDP(国内総生産)を1.5%~2.0%程度押し上げる効果があると見込んでいます。企業業績の点では、税負担の軽減によるコスト削減効果に加えて、インド国内の消費や生産の伸びが売上の拡大へとつながる効果も見込まれます。このようにGST導入は、マクロ経済と企業業績の両面からインド株式市場にとって中長期にわたって追い風になることが期待されます。

以上

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。

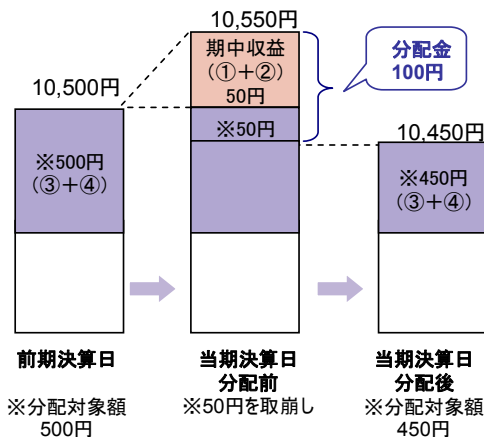
投資信託で分配金が支払われるイメージ



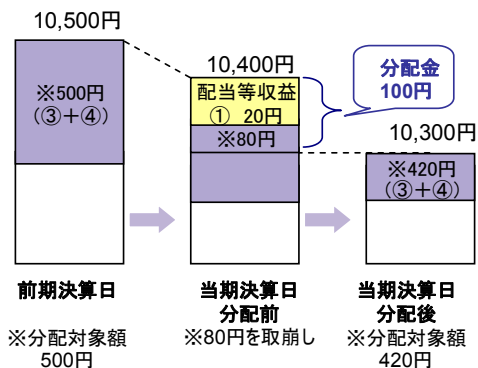
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



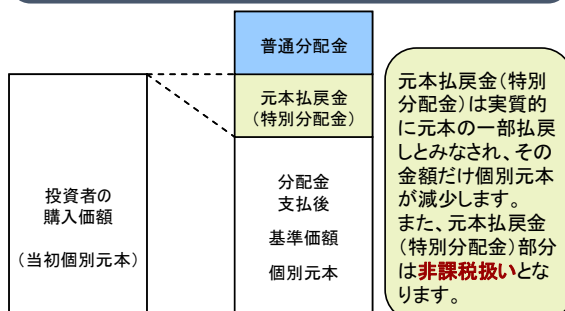
前期決算日から基準価額が下落した場合



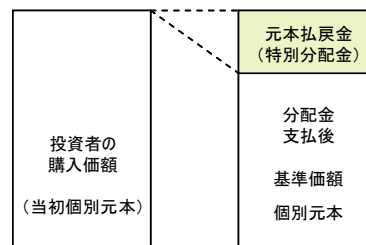
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ダイワ・インド株ファンド(愛称:パワフル・インド)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- インドの企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1. インドの企業の株式^(注)に投資します。
 - インドの企業の株式^(注)から企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行いません。

(注)「株式」…DR(預託証券)を含みます。
※インドの企業の株式の運用については、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。
2. 毎年3、6、9、12月の各7日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。
 - マザーファンドは、「ダイワ・インド株マザーファンド」です。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

ダイワ・インド株ファンド(愛称:パワフル・インド)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.8144% (税抜 1.68%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ・インド株ファンド（愛称：パワフル・インド） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第230号				
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号				
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号				
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号				
大田原信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第219号				
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号				
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第22号				
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○			
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号				
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号				
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号				
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号				
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
しののめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第232号				
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	○			
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○			
空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第21号				
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第67号				
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第53号	○			
栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第224号				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第256号	○			
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○			
北海信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第32号				
盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第54号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○			
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第50号				
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第56号				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。